

給水装置工事施行指針の主な改訂一覧表

No	改訂内容	新指針ページ	施行日 (以降は旧指針 での対応不可)
3階直結式、直結増圧式、貯水槽式について			
1	貯水槽の1次側に直結直圧式の散水栓等を設置しなければならない。	Ⅱ-4-2 Ⅱ-7-2	令和5年9月1日
2	直結給水方式と貯水槽給水方式を併用する場合は、それぞれの条件を満たさなければならない。	Ⅱ-4-2	令和5年9月1日
3	配水管から7.5 mを超え、9.7 m以下の高さに直結給水系統の給水用具が2栓以上ある場合は、「3階直圧・直結給水に係る実施要領」により施行する。	Ⅱ-6-1 Ⅴ-4-25 Ⅴ-4-28	令和5年9月1日
4	増圧給水方式及び3階直結給水方式の場合、配水管分岐部から給水装置の末端までの給水管の管内流速は2.0m/s以下とし、事前協議の際は末端までの水理計算書を提出することを明示した。	Ⅱ-6-2 Ⅴ-4-25 Ⅴ-4-27 Ⅴ-4-32	令和5年9月1日
5	貯水槽から増圧ポンプに切り替える場合は、工事完了後に水質及び塗料の検査を行い、給水装置工事申込時に検査報告書を提出する。	Ⅴ-4-32	令和5年9月1日
6	貯水槽に水道水と井戸水等の水道水以外の水を混合する場合は、併用の条件をすべて満たすとともに、工事申込時までに、井戸水の水質検査結果報告書を提出しなければならない。	Ⅱ-7-3	令和5年9月1日
給水管取出し、撤去について			
7	自分の敷地にすでに水道取出しがあっても、自分の敷地内を経由して他敷地への取出しをする場合は、1敷地2取出しには該当しないことを明示した。	Ⅱ-8-1	令和5年9月1日
8	異なる2以上の敷地への連合給水管の接続をする場合は、局の事前の承認を得た上で、「連合給水に係る確約書」を提出する必要がある。	Ⅱ-8-1 様式第9号	令和5年12月1日
9	1敷地内に複数の既存給水取出しを有する場合は、給水装置の新設、若しくは改造の際に、1敷地1取出しの形態を回復しなければならないことを明示した。また、既存給水取出しが接続している配水管を更新工事する際には、1敷地1取出しの形態を回復するため、将来使用見込みがないと局がみなした既存給水取出しは更新配水管に接続しないことを明示した。	Ⅱ-8-1	令和5年9月1日
10	取出しできる配水管の最大口径は従来通り口径350 mmだが、前面道路に口径400 mmまたは450 mmの配水管だけが布設されていて、かつ自己居住用の1戸建て専用住宅への取出しをする場合は、口径400 mmまたは450 mmの配水管からの取出しができる。	Ⅱ-8-1 Ⅲ-3-1	令和5年9月1日
11	配水管から新規取出し（取出し直しを含む）する際の給水管の分岐口径は、25 mm以上とする。	Ⅱ-8-2 Ⅱ-9-1 Ⅱ-9-5	令和6年4月1日
12	口径75 mm以上の分岐の際は、不断水割T字管を使用することを明示した。	Ⅱ-8-3	令和5年9月1日

13	改造工事に伴って給水管の撤去が必要な場合は、原則として申込者の負担で行い、同一敷地内の全てのメーターの権利を放棄した場合のみ局の負担で行うことを明示した。 ※権利の一部を充当し、残った権利部分の撤去をする際は、権利放棄は認められない	Ⅱ-8-3	令和5年9月1日
給水装置工事の施工について			
14	給水装置標準図を修正した。	Ⅱ-8-5～12	令和6年4月1日
15	給水装置の材料について、フレキシブル継手や伸縮可とう継手を絶縁仕様に、75mm以上はGX形に限定した。また、ポチエチレン管の継手は耐震型のコア一体型に限定した。	Ⅱ-9-1 Ⅲ-3-1	令和6年4月1日
16	官民境界から平面図上の管延長距離で原則2.0m以内の距離に、メーターと同口径の丙止水栓または埋設メータセットを設置することを明示した。（口径25mmのステンレス鋼管、波状ステンレス鋼管の場合は乙止水栓を省略可） また、丙止水に逆流防止機能が無い場合には、改造工事の際に逆流防止機能付きに交換しなければならないことを明示した。	Ⅱ-10-1	令和5年9月1日
17	メーターが口径75mm以上の場合に、官民境界から平面図上の管延長距離で2.0m程度の距離にソフトシール仕切弁及び逆止弁を設置すること、メーターの下流側に逆止弁を設置しなければならないことを明示した。	Ⅱ-10-1	令和5年12月1日
18	連合給水管の場合は、第一止水栓以降、それぞれの分岐箇所からメーターまでの間に第二乙止水栓（75mm以上の場合はソフトシール仕切弁）を設置しなければならない。	Ⅱ-10-1	令和5年12月1日
19	共同住宅及び建設用コン柱以外のメーター口径は、分岐口径の2段階以内とする。	Ⅱ-11-1	令和5年9月1日
20	2世帯住宅でメーターを2つに分ける場合は、台所・浴室・トイレ等の独立した生活に必要な全ての給水用具が、各区分部分に個別に設置されていなければならない。また、2世帯の状態が解消された場合は、すみやかに1個メーターに戻すことを明記した。	Ⅱ-11-1	令和5年9月1日
21	メーターユニットを使用する際の条件を明確にした。	Ⅱ-11-2～4	令和6年4月1日
22	メーターボックスが樹脂製だけでなく鋳鉄製も使用できるようになった。また、色の指定もなくなった。	Ⅱ-11-4～6	令和5年9月1日
23	サドルは事前に局が再利用を認めた場合を除き、原則として再利用してはならない。	Ⅲ-3-1	令和5年9月1日
24	水圧検査は、サドル分水栓を設置してから穿孔するまでに1回、止水栓を設置してから1回、計2回行うことを明示した。	Ⅲ-3-2 Ⅲ-5-1 工事記録写真 チェック表	令和5年9月1日
25	サドル分水栓と止水栓の上流側で水圧検査をする際に、これまで水圧0.98MPaを5分間以上加えていたが、水圧0.75MPaを5分間以上に変更する。	Ⅲ-3-2	令和5年9月1日

26	取出しの際に、ホース先端はバケツ等で受けることを明示した。	Ⅲ-3-2	令和5年9月1日
27	給水管は、他の給水管またはその他の埋設物及び構造物から、上下左右とも30cm 以上離さなければならないことを明示した。	Ⅲ-4-1	令和5年9月1日
28	乙止水栓は、開閉を妨げないように、金属部分全体及び接合部に半重ね巻きで10cm以上に、防食テープで被覆するよう明示した。	Ⅲ-6-1	令和5年9月1日
29	埋設シートの仕様を明示した。	Ⅲ-8-1	令和5年9月1日
給水装置工事の申込みについて			
30	すべての様式を改定した。		令和5年12月1日
31	完工検査完了後1年間は瑕疵担保期間を設け、柏市上下水道局の維持管理範囲で問題が発生した場合は、申込者及び当該受任者の責任で補修することとした。	様式第3号-1	令和5年12月1日
32	図面を作成する際に、立面図・平面図ともに管種・口径を明示し末端までの給水用具を図示しなければならない。また、立面図は小数点第1位（第2位は四捨五入）まで、オフセット図は小数点第2位まで記載しなければならない。	Ⅳ-1-1 Ⅳ-1-2	令和5年9月1日
33	通常の給水装置工事に加え、舗装先行工事の際に、設計審査手数料4,000円、完工検査手数料4,000円がかかる。 舗装先行は納付確認後、給水装置（舗装先行）工事承認書を交付する。また、完工検査申込みの際に検査手数料の納付が必要となる。	Ⅰ-1-3 Ⅴ-3-1 Ⅴ-4-39 Ⅴ-4-43	令和6年4月1日
34	給水装置工事承認申込書の様式を改定した。A4厚紙で必ず両面印刷で印刷すること。裏面の確約事項の欄には申込者の署名が必要となる。なお、氏名欄は個人の場合は自署することとし、代筆は禁止。全権を委任された者（指定工事店）であっても、原則として代筆は認めない。法人の場合は記名・押印可。 なお、権利放棄による撤去の場合も確約事項の署名は必要。	様式第3号-1	令和5年12月1日
35	既設給水管からの分岐や私道を掘削する場合等の利害関係人からの同意は、申込者の責任で行う。様式3-1の承認申込書を使用する場合は、私道掘削をする際の局への私道掘削承諾書の提出が不要となる。ただし、連合給水管に接続する際は、様式3-1の承認申込書を使用する場合でも、「連合給水に係る確約書」を提出する必要がある。	Ⅱ-8-1 Ⅴ-3-1 様式第3号-1 様式第9号	令和5年12月1日
36	確約書等はすべて、太字部分（電話番号を含む）は記入必須となる。なお、氏名欄は個人の場合は自署することとし、代筆は禁止。全権を委任された者（指定工事店）であっても、原則として代筆は認めない。法人の場合は記名・押印可。	Ⅴ-3-1	令和5年9月1日
37	2世帯住宅以外の同一敷地内の共同住宅等で、新設工事の場合は、申込書類は親水道番号分だけ提出し、各居室の水道番号分は図面だけ添付する。各居室の給水管経路が同じであれば、系統タイプごとにまとめることもできる。 （例）○～○号室はAタイプ、○～○号室はBタイプで計○部屋 手数料や納付金は水道番号ごとにかかるが、まとめて1回の納付ができる。	Ⅴ-3-2	令和5年9月1日

38	建物引渡し済みで宅内検査ができない、境界杭が入っておらずオフセットがとれない、道路復旧が完了していない等、検査日当日に現場検査が完了しない場合は、検査を中止し、検査をできる状態になってから追加の完工検査手数料4,000円を支払い、後日再検査をする。 現地で宅内検査ができず、なおかつ再検査ができない場合に限って、顛末書を提出し、処分の対象とすることで、検査完了した扱いとすることができる。	V-3-3 V-4-40	令和6年4月1日
39	「給水装置（新設・改造・修繕・撤去）設計及び清算書」、「設置場所案内図」、「平面図及び立面図」の様式を公開した。A3厚紙で必ず両面印刷（枠線部分は表示不要）する。	様式第3号-2	令和5年12月1日
40	工事申込み時に、給水装置工事検査調書と完工検査申請書の提出が不要となる。代わりに、完工検査申込みの際に、工事の範囲内について主任技術者の責任で結果を確認し、氏名を自署の上で「自主検査報告書兼工事検査調書」（舗装先行工事の場合は「給水装置(舗装先行)工事自主検査報告書」）を提出する。	様式第4号 様式第29号	令和5年12月1日
41	完工検査申込みの際は、「工事記録写真チェック表」のとおり写真撮影を行い提出する。		令和5年9月1日
42	公道の掘削を行う場合は、「給水装置工事（検査・施工）届」または給水装置(舗装先行)工事着手届の提出時に道路使用許可証の写しを添付する。	様式第5号	令和5年9月1日
43	公道を掘削する場合は、道路占用申請時に「道路占用許可申請委任状兼確約書」が必要となる。確約書は道路占用申請書の正本・副本とは別にして提出する。	様式第22号	令和5年12月1日
44	給水装置(舗装先行)工事承認申込みの際に、申込者及び地権者（将来の所有者を含む。申込者と同じ場合は不要）の確約書を提出する。	様式第24号 -1, 2	令和5年12月1日
45	給水装置(舗装先行)工事承認申込みの際に、「給水装置(舗装先行)工事設計書」を提出する。	様式第25号 -1	令和5年9月1日
46	給水装置舗装先行工事要綱の適用範囲に区画整理事業、開発行為、同時施工を明記した。	V-4-37	令和5年9月1日
47	給水装置舗装先行工事で、道路占用開始から10年以内に給水装置新設承認がない場合に、局の判断で事前の通知なく撤去することを明記した。そのため、舗装先行確約書は令和5年9月1日以降の申込みには必須となる。	V-4-38	令和5年9月1日
48	道路占用がある場合は、給水装置(舗装先行)工事完工検査申込書の提出時に、道路占用完了届の写しを添付する。	様式第27号	令和5年9月1日
49	給水装置舗装先行工事で布設した給水装置が、当初申込時の土地の形状と異なる敷地設定等で不要となったとき等で、撤去が必要と管理者が認めたときは、敷地設定に関わらず、申込者または地権者の負担により撤去することを明記した。	V-4-38	令和5年9月1日
その他について			
50	No1～49以外の全ての項目について		令和5年9月1日